

年間保険料のご案内

保険期間 **2024年4月1日** (午後4時^{*1}) ~ **2025年4月1日** (午後4時)

*1 新規契約については、午前0時となります。

保険期間中 総支払限度額		事業活動収入 (決算書上の事業活動収入の合計)			
		1.5億円以下	1.5億円超~3億円以下	3億円超~10億円以下	10億円超~50億円以下
A	3億円	121,500円	124,000円	132,500円	177,000円
B	1億円	64,500円	66,000円	71,000円	94,500円
C	5,000万円	46,000円	46,500円	50,000円	66,500円

※保険料は直近会計年度の事業活動収入により決定します。

【ご加入方法】

- ① 直近会計年度の事業活動収入 (学校法人単位) から保険料を確認し、加入プランを決定します。
- ② プランが決定しましたら、「役員賠償責任保険 加入依頼書」に必要事項を記入します。
- ③ 専用払込票にて保険料を振込みの上、振替払込受付証明書を加入依頼書の所定の場所に貼付します。
- ④ 加入依頼書本紙をJK保険取扱代理店までご提出ください。

募集締切日：2024年3月29日(金)

※保険期間の途中からこの保険に加入する場合は、手続き日翌日 (加入依頼書のご提出、保険料の振込) 午前0時からの中途加入となります。
加入期間によって必要な保険料が異なりますので、事前に代理店までお問い合わせください。



このご案内はD&Oマネジメントパッケージの概要についてご紹介したものです。詳細は団体が保険会社と契約する保険契約の普通保険約款とこれに付帯される特約の規定に従います。保険約款は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

《事故の際のご連絡方法について》

事故のご連絡の際は、すみやかに下記ご連絡先までお電話ください。事故受付後、担当者より折り返しご連絡いたします。

事故受付センター (東京海上日動安心110番)
(受付時間：365日24時間)

 **0120-720-110**

お問い合わせ・連絡先

【地区サービス取扱代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 (支社)

全日本私立幼稚園連合会
会員園を運営する学校法人の皆さまへ



役員賠償責任保険の ご案内

(ご加入対象は、全日本私立幼稚園連合会の会員園を運営する「学校法人」となります。)

学校法人向け D&Oマネジメントパッケージ



2020年4月施行の改正私立学校法において、学校法人の役員の責任が明確化されました。

全日本私立幼稚園連合会の役員賠償責任保険は、学校法人の経営に伴って発生する賠償責任から**役員個人とご家族の財産**を守るための保険です。

**保護者から 教職員から 学校法人から
理事・監事としての責任を問われます。**

保険期間 **2024年4月1日** (午後4時^{*1}) ~ **2025年4月1日** (午後4時)

*1 新規契約については、午前0時となります。

この保険は、全日本私立幼稚園連合会をご契約者とし、連合会員を記名法人とするD&Oマネジメントパッケージ (経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険) の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である全日本私立幼稚園連合会が有します。

全日本私立幼稚園連合会
引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社**

2020年4月

私立学校法改正によってここが変わりました!

役員個人が賠償請求を受けた場合、 「役員個人の財産」で賠償しなければなりません!!

学校法人の経営を取り巻く環境の変化は、近年大きく加速しています。
私立学校のガバナンス強化の一環として、2020年4月施行の改正私立学校法では…

- 学校法人の経営を担う役員（理事・監事・評議員）の責任が明確化されました。
- 役員が賠償請求を受けた場合、ご家族（相続人）の財産にまで被害が及ぶ可能性があります!

【学校法人の役員責任をめぐる損害賠償請求事例】

視覚障害のある男性教員が、上司からパワハラや差別発言を受けたうえ不当に教科担当を外されたとして、学校法人、理事長、学園長に対して損害賠償請求と教壇復帰を求める訴訟を提起した。 [*]
教職員の退職金のための積立金を取り崩し、デリバティブ取引によって巨額の損失を生じさせたとして、当該学校法人が取引に参与した理事に対し損害賠償を求める訴えを起こした。

^{*} 侵害行為の定義のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償は補償の対象外です。

※ 上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、実際に発生したものではありません。
※ D&Oマネジメントパッケージ商品でお支払い対象となる損害は事故内容やご契約内容によって異なります。

全日本私立幼稚園連合会会員園を運営する「学校法人」の役員の皆様を さまざまな賠償責任リスクからお守りします!

役員個人に関する補償	法人に関する補償
被保険者の範囲：役員、執行役員、管理職従業員、評議員、社外派遣役員	被保険者の範囲：学校法人
<ul style="list-style-type: none"> 法律上の損害賠償金 損害賠償請求対応費用 争訟費用（弁護士費用） 公的調査等対応費用 信頼回復広告費用 	<ul style="list-style-type: none"> 法人内調査費用 第三者委員会設置・活動費用 他

● ハラスメント・不当解雇のほか、過労死・過労自殺も補償対象に追加!

教職員等から役員の皆様個人に対して損害賠償請求^(*)がなされた場合に、役員の皆様個人が負担する損害賠償金・争訟費用を補償します。
(*) セクハラ・パワハラ等を行った役員本人に対してなされたものは補償対象外です。

● ご家族（相続人）も手厚くお守りします!（個人被保険者には、相続人・破産管財人が含まれます。）

役員の皆様のご家族に対して、追加支払限度額（1名1億円限度、全体で3億円限度）を標準補償します。

● 退職後も補償を受けられるから安心!

役員を退職された後に補償が継続されなかった場合にも、自動的に保険期間を10年間延長して補償をご提供します。

※ 学校法人が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、補償の対象外です。
※ 学生や教職員の怪我・疾病等、他人の身体の障害・精神的苦痛についての損害賠償請求に起因する損害は、争訟費用のみが補償対象です。
※ これらの補償の概要は、D&Oマネジメントパッケージ商品に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細は、保険約款および付帯される特約条項によりますが、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく東京海上日動までお問い合わせください。

主な補償内容

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		想定している手続き			保険期間中 支払限度額 (*1)	免責金額
		日本国内	日本国外	民事	行政	刑事		
I 役員に関する補償	法律上の損害賠償金	○	○	○			保険証券(*2)記載の保険期間中総支払限度額 ※ 身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、保険証券(*2)記載の保険期間中総支払限度額の10%	なし
	争訟費用	○	○	○				
	損害賠償請求対応費用	○	○	○				
	公的調査等対応費用	○	○		○			
	刑事手続対応費用		○			○		保険証券(*2)記載の保険期間中総支払限度額 もしくは1億円 どちらか低い額
役員費用	財産または地位の保全手続等対応費用		○		○	○		
	信頼回復広告費用	○	○	○		○	500万円	なし
	II 記名法人補償に関する補償	I 「役員に関する補償」と同じ			I 「役員に関する補償」と同額(共有)			保険証券(*2)の「請求あたりの免責金額の上限」欄に記載された免責金額と同額

補償項目 (お支払いする保険金)	補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象地域		保険期間中 支払限度額 (*1)	免責金額
		日本国内	日本国外		
III 記名法人に関する補償(*3)	法人内調査費用	○	○	1,000万円	なし
	第三者委員会設置・活動費用	○	○	5,000万円	なし

緊急費用	補償の概要	保険期間中支払限度額(*1)	免責金額
	次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償(Iに定めるもの)・記名法人補償に関する補償(IIに定めるもの)・記名法人に関する補償(IIIに定めるもの)について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに会社や役員が負担した費用をいいます。 ① 被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ② これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③ これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。	500万円	なし

- *1 上表の「保険期間中支払限度額」は、契約全体の保険期間中総支払限度額の内枠となります。
- *2 お申し込み時点では、「保険証券」とあるところは、「加入依頼書」をご確認ください。
- *3 記名法人が被保険者となるのは、上表のとおり記名法人費用を負担したことによって被る損害に限り、記名法人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。